

四 行 二 令 ○
三 平 条 十 第 政 財
二 成 件 八 六 府 務
一 号 六 八 年 号 省 資
行 条 律 行 称 二 等 年 一 金 告
方 項 及 の 及 十 一 月 一 調 示
法 び 根 び 八 次 月 第 五 達 第
法 そ 抛 記 年 の 十 五 達 第

八	七	六	五
額 最	払	發	方 募
低 行 争 非 者 特 国 入 価 額 入 価 ・ 別 債 札 格 面 札 格 第 参 市 発 競 金 發 競 I 加 場 行 争 額	行 争 非 者 特 国 入 価 入 価 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 参 市 發 競 發 競 I 加 場 行 争 額	行 争 非 者 特 国 入 価 ・ 別 債 札 格 札 格 第 参 市 發 競 I 加 場 行 争	入 価 法 入 札 格 決 定 行 争 の
千 一 三 七 四 万 万 千 百 兆 円 六 八 五 八 千 百 十 百 七 四 円 五 百 十 九 円 三 九 億 億 二 三 千 千 六 八 百 八 五 十 五 三 十 万	額 千 額 面 万 面 金 圓 金 額 額 で で 三 四 千 兆 八 八 百 百 四 五 十 五 六 六 億 壄 申 五	込 募 各 当 も 各 み 限 国 て の 申 の 度 債 る か 返 応 額 市 。 ら み 募 の 場 そ の 額 範 特 の う を 囲 別 応 ち 割 内 参 募 応 り に 加 額 募 当 お 者 を 価 て い ご 順 格 る て と 次 の . 各 の 割 高 申 応 り い 非	価 一 格 国 競 債 争 市 入 場 札 特 發 別 行 參 「 加 と 者 い 。 う 第 。 I 非

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	十 九	十 九	十 九	
払 者	入 場	元 金	償 還	償 還	行 期	争 札	非 格	者 債	
込 期	札 参	所 支	金 金	入 期	・ 札	債 格	特 第	国 市	
日 日	加 加	払 支	額 金	限 期	競 札	発 市	入 發	価 競	
					I	競	価	格	
					加	場	行	日	
平 成 二 十 八 年 一 月 十 八 日 た 者	財 務 大 臣 か ら 通 知 つ を き を 受け た	日 本 銀 行 百 円 に う つ 。そ が 月 、期 四 月 、期 四 月 、期 四 月 業 業 日 に	額 面 金 額 を き 支 は と る と 、 年 、 年 、 年 、 年 、 年 、 業 業 休 日 に	償 還 金 を 償 還 た だ し と 、 年 、 年 、 年 、 年 、 業 業 休 日 に	當 た だ 成 し 、 と 、 八 年 、 四 月 、 十 八 日 、 業 業 休 日 に	平 成 二 十 八 年 一 月 十 八 日 に	毛 額 面 額 上 金 額 百 そ 百 円 ぞ れ つ れ き き 応 百 募 六 厘 九	平 成 二 十 八 年 一 月 十 八 日 に	す る 。整 載 法 数 十八 年 の記 定 金 額 はよ に、 に、 月 十八 日 も額 の面 と金 簿